

単 価 契 約 書 (案)

1	業務の名称	自動音声による電話発信及びSMS配信サービス提供業務			
2	品名及び契約単価 (注)契約単価には消費税及び地方消費税相当額を除く。	項目	規格	単位	単価
		自動音声による電話発信	発信1分あたり	件	¥●●
		SMS配信	2通(1通の文字制限が58字、1送信あたり116文字以内の内容)	件	¥●●
3	契約期間	契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで			
4	契約保証金	免除(豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則第13号)第110条第3号の規定による。)			

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を豊中市電子署名実施規則(令和4年豊中市規則第21号)第2条第6号に規定する電子契約システムを用いて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子契約システムにより電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年(2026年)6月 日

発注者 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊 中 市
豊中市長 長 内 繁 樹

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に基づき、別添仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 発注者は、本サービスを利用するにあたり、別紙1「●●サービス利用約款」（以下「利用約款」という。）及び別紙2「●●サービス利用申込書」（以下「利用申込書」という。）の内容に同意のうえ、契約を締結するものとする。

3 本契約の締結により、本サービスの利用契約が成立するものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額（各契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を言う。）の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第109条又は第110条の規定を適用できる場合はこの限りではない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる発注者が確実と認める有価証券の提供。

(2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(1) この契約による債務の不履行により生じる損害金をてん補する履行保証保険契約の締結。

(2) 豊中市財務規則第110条第3号又は第6号の規定に該当すると発注者が認めたとき。

3 前項第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 契約金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の5に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができる。受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(本サービスの費用)

第3条 本サービスの月額費用及びその他料金の支払い条件については、「利用申込書」に記載のとおりとする。

(責任者の指名)

第4条 受注者は、本サービスの円滑な進行を図るため、速やかに自らの役員及び従業員の中から本サービスにかかる責任者を選任し、発注者にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 受注者は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、発注者に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第5条 発注者及び受注者は、相手方から開示された「個人情報」について、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相手方から開示された個人情報を第三者に預託、提供又は開示し、本実証利用の目的以外に使用、複製又は改変等を行ってはならない。
- 3 発注者及び受注者は、相手方から開示された個人情報を、本実証利用の期間満了後又は解約後、速やかに相手方に返還し、以降は保持しないものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 4 本実証利用に関して受注者が取得した個人情報について、発注者が事前に要請する場合には、受注者は発注者に対して提供するものとする。その場合、受注者は発注者に対する当該個人情報の提供について、本人からの同意取得等必要な法令上の手続を履行していることを保証する。
- 5 受注者は、この契約書の履行に当たって個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合は、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）その他法令等に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。疑義を避けるために付言すると、●●の運用に際しては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項が定める「個人情報」、及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に定められた文字、番号、記号その他の符号である「個人識別符号」を取り扱うことはないが、●●の運用で取り扱う電話番号の情報については、その重要性を考慮し、本契約書においては、その他の情報として、本項第1文の「個人情報等」に含まれる情報とするものとする。

(秘密の保持)

第6条 発注者及び受注者は、本サービスの実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）について、発注者及び受注者の役員及び知る必要のある最低限の従業員・教員・職員（以下「開発担当者等」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、発注者及び受注者は、秘密情報を、保持する義務を、開発担当者等に対し、当該開発担当者等がその所属を離れた後も負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 発注者及び受注者は、前項で定める秘密情報（第1項ただし書に掲げるものを除く。）を本サービス及び本契約書の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得たときはこの限りではない。
- 3 前2項に定める義務は本サービスの期間満了後も存続するものとする。

(再委託の制限)

第7条 受注者は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により再委託を行った場合は、直ちに再委託先の名称及び再委託した内容を書面により発注者に通知するものとする。

3 受注者は、第1項ただし書の規定により再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は、受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(実地調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、本実証利用の実施状況について、随時に調査し、受注者に対して必要な報告を求め、受注者の業務に支障が生じない範囲で、事前の通知を行ったうえで監査を行うことができる。

(情報セキュリティ対策)

第9条 受注者は、この契約の履行に当たって、豊中市情報セキュリティ対策基準第4条第2項に規定する重要情報を取り扱う業務又は情報システムの導入、運用、保守、機器の廃棄その他情報処理に係る業務を履行する場合は、豊中市情報セキュリティ対策基準に規定する重要情報に関する事項を、遵守しなければならない。

(解約)

第10条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当し、書面による催告後30日以内に是正されない場合は、本契約書を解約することができるものとする。

(1) 相手方が本契約書の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき。

(2) 相手方が本契約書に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らかの催告を要せずに本契約書を解約することができる。

(1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特定調停手続、特別清算を申立又は申立を受けたとき。

(2) 銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥ったとき。

(3) 仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 解散の決議をしたとき。

(反社会的勢力の排除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本サービスを解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) その他前3号に準ずる行為

3 受注者は、本サービスに関し、第1項又は第2項のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を受託者等(委託、資材又は原材料の購入その他契約(以下「委託契約等」という。))の相手方をいう。委託契約等が数次にわたるときは、そのすべてを含む。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

4 受注者は、前項の委託契約等の締結後に、受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該受託者等との契約を解除し、または受託者等に当該解除対象者との契約を解除させる等の措置を講じなければならない。

5 発注者は、受注者が、受託者等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、若しくは受託者等が解除対象者と委託契約等を締結するのを承認したとき、または正当な理由なく前項の規定に違反したときは、何らの催告を要せず、本サービスを解除することができる。

6 受注者は、第1項、第2項及び前項の規定による本サービスの解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

7 受注者は、発注者が第1項、第2項及び第5項の規定により本サービスを解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(暴力団等排除措置要綱の遵守)

第12条 受注者は、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく発注者の注意、指導等に従わなければならない。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第13条 受注者は、本サービスの実施に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領(平成24年2月1日制定)」の定めるところにより、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者及び受注者は、本サービスにおける自らの分担業務の履行に際して故意又は過失により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害について賠償しなければならない。

(協議)

第15条 本契約書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、発注者受注者協議の上、定めるものとする。

(紛争の解決、準拠法及び裁判管轄)

第16条 本契約書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

- 2 本契約書又はその条項に関連し、両当事者間での相違、紛争が発生した場合は、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決するものとする。
- 3 本契約書に関する前項以外の紛争及び前項で合意できなかった場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

- 1 受注者は、個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(業務従事者への周知)

- 2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報等の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の制限)

- 3 受注者は、この契約による業務に関して再委託を行うときは、再委託を行う業務の範囲を明確にするとともに、書面により発注者に承諾を得なければならない。

(受注者等の義務)

- 4 受注者及びこの契約に従事している者又は従事していた者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適切な管理)

- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。発注者が別に指示したときは、当該指示の方法によるものとする。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報等を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 9 受注者は、この契約による業務を履行するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該指示の方法によるものとする。

(廃棄)

- 10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。受注者は、この契約完了後速やかに、当該情報等の廃棄等が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

(調査)

- 11 発注者は、受注者が契約による業務の履行に当たり取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

- 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。